

法 学 号 外
平成 30 年 3 月 30 日

各 私 立 学 校 長 様
(小・中)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 31 年度在外教育施設プレ派遣教師の公募について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
なお、応募を希望される場合は、平成 30 年 6 月 7 日（木）18 時までに文部科学省宛
て直接申し込み願います。

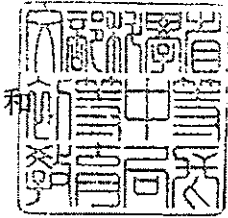
【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長 殿
関 係 都 道 府 県 知 事

文部科学省初等中等教育局長
高 橋 道 和



(印影印刷)

平成31年度在外教育施設プレ派遣教師の公募について（依頼）

文部科学省においては、我が国の主権の及ばない外国で生活する日本人の子供に対し、国内における教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って日本国民にふさわしい教育を行うことを目的として、現職教師を「在外教育施設派遣教師」、退職教師を「シニア派遣教師」として在外教育施設へ派遣しています。

近年、在外教育施設においては、在籍児童生徒数の増加傾向に加え、日本語指導や特別な支援を必要とする児童生徒数の増加など、多様な学習内容・方法を通じた教育活動の充実が求められています。

加えて、文部科学省では、在外教育施設を活用した戦略的な教師のグローバル化の育成の観点から、今年度8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、派遣教師の「派遣前」「派遣中」「帰国後」の魅力を高めていくこととしています。

これらを踏まえ、文部科学省では、正規採用教諭を目指す若手教師の育成を目的として「プレ派遣教師」を創設し、来年度から在外教育施設へ派遣することとしました。派遣期間中のプレ派遣教師に対して、採用試験受験のための日本への一時帰国補助や日々の実践力の向上のための指導などを通じ、帰国後には即戦力のある教師として育成していく計画です。

については、貴教育委員会において常勤講師等として勤務経験のある教師等に可能な限り御周知願うとともに、応募者から依頼があった際には、推薦書の作成について御協力いただけるよう、域内の市町村教育委員会若しくは所管又は所轄の学校その他の教育機関等に対して御周知願います。

なお、募集に係る「平成31年度在外教育施設プレ派遣教師募集要項」は、下記のとおり文部科学省ホームページに掲載予定ですが、参考までに別添のとおり送付します。

記

1. 文部科学省ホームページ掲載場所について

「ホームページトップページ」 (<http://www.mext.go.jp/>) ⇒ 「教育」 ⇒ 「国際教育」 ⇒ 「海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等(CLARINET)」 ⇒ 「平成31年度在外教育施設プレ派遣教師募集要項」を掲載します。

2. 掲載予定期間（予定）

平成30年4月11日（水）

3. 公募締切日

平成30年6月7日（木）

（参考・別紙）

- ・在外教育施設グローバル人材育成強化戦略
- ・トビタテ！教師プロジェクト

担当：国際教育課教職員派遣係
TEL：03-5253-4111（内線2080/2440）



平成31年度在外教育施設プレ派遣教師募集要項

文部科学省では、在外教育施設の更なる充実を図るため、下記のとおり、在外教育施設プレ派遣教師を広く募集します。

1. 募集人員

各派遣先 若干名

2. 派遣先

日本人学校

3. 派遣期間

原則として1年間(最長3年間)

※本人が延長を希望する場合には、評価等に応じて2年を限度として1年毎の延長が可能となります(赴任国の事情によっては、ビザや所得税等の課税状況等を鑑み、予め赴任期間の上限が定められている場合があります)。

4. 資 格

次の各条件を全て満たしている者とします。

- (1) 派遣される年度の前年度末(3月31日)までに、小学校若しくは中学校の教員普通免許状を取得している者であること。
- (2) 国内における小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下「校長等」という。)の経験のない者であること。
- (3) 原則として、(2)の学校において、講師等としての勤務経験が概ね1年以上あること。
- (4) 原則として、応募時の年齢が29歳以下であること。なお、応募時の年齢とは、平成31年3月31日現在の満年齢とする。
- (5) 心身ともに健康であり、長期間の海外生活に耐えることができる者であること。

5. プレ派遣教師の欠格事項

次の各事項のいずれかに該当する者は、プレ派遣教師の選考を受けることはできない。

- (1) 成年被後見人および被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 義務教育諸学校の教員免許状を有しない者
- (4) 正規教諭として採用経験のある者

6. 職務内容

学校の適正な管理運営を具体的に行うために設置された学校運営委員会の管理の下、派遣される在外教育施設及び職種に応じて概ね次の業務に当たる。

日本人学校に教諭職として派遣され、児童生徒の教育をつかさどる。

なお、在外教育施設は、通常、小学部及び中学部の併設であるので、必要に応じ小学部及び中学部を担当することとする。

7. 処 遇

- (1) プレ派遣教師は、文部科学大臣の委嘱を受けて学校運営委員会の下に所属する職員である。
- (2) 在外教育施設教員派遣規則(昭和56年文部省訓令第27号)に定める派遣教師に準じて、文部科学省の定めるところにより、在勤手当、赴任・帰国旅費(本人)を支給するが、雇用契約に基づく

ものではないので、健康保険等は本人が手当てすることとなる。ただし、派遣期間中は、派遣教師等の相互扶助を基礎に、福利厚生観点から、派遣教師本人の加入を原則としている在外教育施設派遣教員等医療補償制度がある。詳細については、海外子女教育振興財団のHPにて確認すること(URL: <http://www.joes.or.jp/iryo/index.html>)。

- (3) 在勤手当については、外務公務員の支給水準(外務省法令基準)を参考に、各派遣教師の派遣先・教職経験年数などに基つき決定する(外務公務員の支給水準については、年度途中の法令改正により、変動することがある)。
- (4) 国内給与は支給されない。
- (5) 赴任中は、学校長の許可の下、採用試験受験のために一時帰国が可能。
- (6) 赴任中は、採用試験対策として小論文の添削などの指導が受けることが可能。
- (7) 年金等の取り扱いに関しては、各地域の年金事務所等に問い合わせること。

8. 応募方法

次の(1)～(5)の書類の様式を、文部科学省ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、下記宛先まで郵便にて提出すること。なお、(3)及び(4)は厳封にて提出すること(開封して提出された場合は無効とする)。

- (1) 在外教育施設プレ派遣教師志願書(別紙様式1)
- (2) 在外教育施設プレ派遣教師選考調査票(別紙様式2)
- (3) 推薦書(別紙様式3)
 - ・ 現在義務教育諸学校等の講師等である者にあつては、現在の所属機関の長からの推薦書
 - ・ 義務教育諸学校等において過去に講師等経験のある者にあつては、直近に所属していた所属機関の長からの推薦書
 - ・ 上記のいずれにも属さない場合、可能であれば、義務教育諸学校の教員免許状を取得する際教育実習を行った学校の現在の学校長からの推薦書
- (4) 健康診断書(別紙様式4)
- (5) 在外教育施設プレ派遣教師選考小論文(別紙様式5)
※作成に当たっては、別紙様式5-2を参照のこと。

9. 公募締切日

平成30年6月7日(木)18:00必着(当日必着まで有効)
※郵送のみの受付とします。

10. 選考

第一次選考 書類選考:選考調査票による書類選考、小論文(選考結果は郵便で連絡します。)
第二次選考 面接:7月上旬～下旬または8月中旬に面接を実施予定。詳細は、第一次選考後連絡します。(面接の結果は、後日郵送により連絡します。)

11. 合格者の決定(以下の(1)又は(2)いずれか。)

- (1) 合格者
平成31年度に在外教育施設に派遣されるものとする(内定通知は平成30年12月頃を予定)。
- (2) 不合格者
平成31年2月頃に通知する予定。

※プレ派遣教師として内定された後に、派遣先等を理由に辞退はできません。

※但し、プレ派遣教師受験中に教師の採用試験に合格した場合に限り、プレ派遣教師として内定後であっても辞退することができます。

1 2. 派遣前研修

内定者に対し、研修会を実施します(平成31年1月中旬頃を予定)。

1 3. 留意事項等

以下の点について、十分に理解や必要に応じて調整を行っておくこと。

(1) 派遣先や任期について

- ① 派遣先については、文部科学省において諸条件を総合的に勘案して決定するため、必ずしも本人の希望どおりにはないこと。また、教師の採用試験の合格を除き、内定後の辞退は認められないこと。
- ② 任期途中であっても、勤務状況等によっては任期を短縮する場合があること。

(2) 在外教育施設での勤務等について

- ① 学校の規模や気候の状況などは地域によって多様であり、日本と大きく環境が異なる地域においての職務であること。また、勤務地において、現職教師及びシニア派遣教師と同様に校務の分掌や役割を担うことを十分理解しておくこと。
- ② 在外教育施設は小規模校が多く、必要に応じて複式授業や免許外教科を担当する場合があること。

(3) 同伴家族について

- ① プレ派遣教師は、原則単身で派遣するものとする。
- ② 同伴する家族がいる場合も、プレ派遣教師以外は公用旅券、住居及び各種手当等の配慮はないものとする。

(4) その他

- ① 全員加入を原則としている医療保険料は個人負担とすること。
- ② 在外教育施設派遣教師の在勤手当に対して、赴任先によっては、所得税等を課税する国があるが、文部科学省では、在勤手当が課税対象となった場合、税金という性質上課税額の補填は行っていないこと。米国においては、赴任3年目から連邦税(所得税)や社会保障税等が課税されることとなっている。その他の国についても、仮に派遣教師の在勤手当が課税対象となった場合は、学校運営委員会もしくは派遣教師個人が税金を負担することを条件として、派遣期間の延長を認めているところ。

また、赴任先の住宅契約時には、国内における敷金礼金等に相当する支払が発生する場合があるが、個人で負担すること。

以上のことから、応募あるいは赴任までにある程度の貯えが必要であること。

- ③ 派遣先の状況によっては、本人の希望や評価に関わらず、任期を延長できない場合もあるため、留意すること。
- ④ 本制度について理解し、留意事項を確認した上で、選考調査票に必要事項を正確に記入すること(虚偽記載や記入漏れがあった場合、遡って派遣教師の委嘱を解くことがある)。

1 4. 本募集要項案は、平成30年度予算成立後に正式なものとなります。

〈 応募書類提出先・問い合わせ先 〉

文部科学省初等中等教育局国際教育課 教職員派遣係
〒100 - 8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL : 03 - 5253 - 4111 内線 (2440・2080)
FAX : 03 - 6734 - 3738

〈 関係URL 〉

文部科学省HP <http://www.mext.go.jp/>
海外子女教育HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

在外教育施設プレ派遣教師志願書

平成 年 月 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

住 所

氏 名 印

私は、在外教育施設プレ派遣教師に志願したいので、平成31年度在外教育施設プレ派遣教師募集要項の各項目について理解した上で、虚偽なく記載し、関係書類を添えて出願します。

また、平成31年度在外教育施設プレ派遣教師募集要項の「4. 資格」の各条件を満たしていること、「5. プレ派遣教師の欠格事項」に該当しないこと、「13. 留意事項等」を十分理解し順守することを申し添えます。

派遣先		日本人学校		派遣 職名	フレ(教諭)	個人 番号			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> □ □ - □ □ □ □ 平成31年度 在外教育施設派遣教師選考調査票 </div>									
証明写真 (4cm × 4cm) 正面上半身 ・6ヶ月以内に撮影のもの ・写真の裏面に住所、氏名を記入すること (糊密着)	1 フリガナ氏名				2 所属機関	教育委員会 大学 その他			
	3 生年月日	平成 年 月 日 (満 歳)	4 性別 ※	男 ・ 女	5 国籍				
	6 フリガナ現住所	都道府県 〒 (電話 - -) (携帯 - -) (E-mail)							
7 フリガナ所属学校名	都道府県 市町立 村区 (電話 - -)			8 職名					
9 最終学歴 ※	平成 年 月	大学 大学院	学部	学科 課程 (専攻)	卒 在学中	学歴 区分 ※ 院卒 短大卒 その他			
10 教職経等	通 算 経 験 年 数	教員経験 年	うち、小学校経験 年	うち、中学校経験 年	うち、その他() 年				
		在外教員経験 ※学校採用 年			有 の 場 合 (該 当 学 年 に ○)				
		民間企業経験 年			小学校	1 2 3 4 5 6			
		その他経験 年			中学校	1 2 3			
11 所有免許状等 ※	ア 免許状種類	(小)専・1・2 (中)専・1・2 (高)専・1 兼教・幼 (特支)専・1・2	イ 免許教科	(中) 国・社・数・理・管・美・保体・技・家・職・外()・() (高) 国・地歴・公・数・理・音・美・工芸・書・保体・保・家・工・外()・() ウ 領域 視・聴・知・肢・病	工 司書教諭資格 ※	有 無			
		12 教員採用試験受験経験の有無 ※	有 無						
13 過去5年間の授業担当教科 ※	小学校(小学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家							
	中学校(中学部)	国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外()							
14 教えたことのある教科 ※	小学校(小学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家							
	中学校(中学部)	国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外()							
15 指導経験はないが教える自覚のある教科 ※	小学校(小学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家							
	中学校(中学部)	国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外()							
16 外国語及びクラブ(部)活動指導等 ※	区 分	ア. 外国語能力		イ. クラブ(部)活動等の指導力			ウ. その他		17 自動車運転免許 ※
		英語 ()語	武道 球技	音楽		進路 指導	パソコンでの学習指導	インターネット等の活用	
		読解 会話	読解 会話 (柔・剣)	水泳	合唱 和太鼓ピアノ				
	A 自信がある							本人	有・無
	B なんとかできる							配偶者	有・無
	C 自信がない								
18 特技(資格)			19 趣味						
20 健康状態			21 既往症	無 ・ 有					
22 家族状況	続柄	フリガナ氏名	生年月日(年齢)	職 業(勤務先等)	同伴の有・無 ※	在外教育施設担任に係る同意の有・無 ※	国籍	健康状態・既往症・ケアを要する事柄(特別支援等)	
			※大昭平 (満 歳)	()	有・無	有・無			
			※大昭平 (満 歳)	()	有・無	有・無			
			※大昭平 (満 歳)	()	有・無	有・無			
			※大昭平 (満 歳)	()	有・無	有・無			
			※大昭平 (満 歳)	()	有・無	有・無			
23 配偶者の所有教員免許状			24 配偶者の教職経験 ※	有	小 中	年 年 計 年 年			

25	年月	学歴・職歴等	職名	年月	学歴・職歴等	職名	
26	年度	学級担任状況	校務分掌	クラブ活動担当	校外活動	全児童生徒数・学級数・教職員数	学校の特色
	26	小 学年 専 科 中 学年 ()				児童生徒数 人 教職員数 人 (学級)	
	27	小 学年 専 科 中 学年 ()				児童生徒数 人 教職員数 人 (学級)	
	28	小 学年 専 科 中 学年 ()				児童生徒数 人 教職員数 人 (学級)	
	29	小 学年 専 科 中 学年 ()				児童生徒数 人 教職員数 人 (学級)	
	30	小 学年 専 科 中 学年 ()				児童生徒数 人 教職員数 人 (学級)	
27	経歴のある校務分掌 ※	生徒指導主事(主任)・進路指導主事(主任)・研究主任・特別活動主任・道徳主任・教科主任(教科名:)・保健主事(主任) 防災(安全)主任・特別支援コーディネーター・その他()					
28	賞 罰	賞 罰 () 発令日 年 月 日					
29	休職歴	年 月 日 ~ 年 月 日 休職理由()					
30	過去の研修・留学状況/学生は過去の留学経験を記載						
31	派遣先についての希望 ※	ア. どこでも希望する	32 在外教育施設派遣に係る過去の受職回数	文部科学省ブレ派遣教師受職 ※	なし ・ 1回 2回 ・ 3回以上		
		イ. 下記の国又は地域は希望しない ① ② 希望しない理由()		在外教育施設学校採用受職 ※	なし ・ 1回 2回 ・ 3回以上		
33	受 職 理 由						
34	上記記載内容に虚偽・欠落はありません。		平成	年	月	日	
			氏 名			印	

摘 要	
------------	--

プレ派遣教師選考調査票（別添カード）記入上の注意

選考調査票記入上の注意

- 1 選考調査票は、選考に際しての基本資料となるので、楷書体で丁寧に、全ての欄に記入すること。
- 2 虚偽記載や記入漏れがあった場合、遑って委嘱を解くことがあるので、正確に記入すること。
- 3 ※印欄は、該当するものを○で囲むこと。

【表面について】

- 欄 1. 「氏名」の漢字は正式な表記で記入すること。また、必ず「フリガナ」を付すこと。
- 欄 2. 「所属機関」には、都道府県・指定都市教育委員会名、所属大学名、学校法人名、会社名等を記入し、教育委員会、大学、その他の該当するものを○で囲むこと。
- 欄 3. 年齢は、平成 31 年 3 月 31 日現在の満年齢を記入すること。
- 欄 6. ・現住所には必ず「フリガナ」を付すこと。
・電話番号は市外局番から記入すること。
・E-mail は調査票記載者本人の個人アドレスを記入すること。
- 欄 7. 現在、講師等として学校に勤務している者は下記のとおり記載すること。
・所属学校名には必ず「フリガナ」を付すこと。
・電話番号は市外局番から記入すること。
- 欄 8. 職名欄には、常勤講師・非常勤講師・大学生・大学院生・会社員・無職等を記入し、以上に該当しない場合はその他とし、（ ）に具体的に記入すること。
- 欄 10. 通算経験年数は、下記について、平成 31 年 3 月 31 日現在で記入すること。
・教員経験欄には、義務教育諸学校における常勤講師・非常勤講師等の勤務経験年数を記入すること。併せて小中学校等の経験をうち数で記入すること。
・在外教員経験欄には、学校採用として勤務経験がある場合に勤務年数と在外教育施設名を記入すること。民間企業経験欄も左記に準じて記入すること。教育委員会、JICA 等の経験がある場合はその他経験欄に記入すること。
・担任経験については、該当する全ての学年を○で囲むこと。
- 欄 11. 「ア 免許状種類」については、小学校教諭 1 種免許状、中学校教諭 2 種免許状…は「(小)・1」「(中)・2」…、「イ 免許教科」については、「国語」「数学」…は「国」「数」…の記号でそれぞれ略記している。高等学校教諭免許状「社会」を所有している場合は、地歴、公の両方を○で囲むこと。「免許教科」欄に該当がない場合は、（ ）内に当該所有免許教科名を記入すること。
特別支援学校の免許状改正により更新した者は、「免許状の種類」の「特支」の該当を○で囲むとともに、「ウ」領域のいずれかを○で囲むこと。
エ「司書教諭資格」を有する者とは、学校図書館法第 5 条第 1 項各号に該当する者をいう。
- 欄 12. 「教員採用試験受験経験の有無」については、各都道府県・指定都市教育委員会が実施する試験の受験経験の有無について○で囲むこと。
- 欄 13. 「過去 5 年間の授業担当教科」は、平成 31 年 3 月 31 日から起算した過去 5 年間に実際に担当したことのある教科を○で囲むこと。
- 欄 14. 「教えたことのある教科」は、過去に教えたことのある教科について○で囲むこと。

- 欄 15. 「指導経験はないが教える自信のある教科」は、免許状の有無に関わらず教える自信のある教科について○で囲むこと。また、平成 30 年度末までに取得見込の免許教科がある場合は、教科名及び取得予定時期を記入すること。
- 欄 16. 「外国語、クラブ活動指導等」の欄は、それぞれの項目に ABC いずれかに○を記入すること。
- 欄 18. 「特技（資格）」は、資格段位等がある場合、その資格段位を記入すること。また、語学に関する資格（英検、TOEFL 等）等については必ず明記すること。
- 欄 20. 「健康状態」への記入漏れが後に発覚し、査証取得が得られないなど影響が生じるため、欄 21 の既往症も含めて遺漏なく記入すること。その際、現在の健康状態に加え、身体的特徴や実際に発病した事実はなくても、長期の海外滞在にあたり、心身の健康面で懸念される事柄についても記入すること。
- 欄 22. ・氏名には必ず「フリガナ」を付し、続柄については、父・母等、受験者との続柄を明記すること。
・プレ派遣教師は、原則単身で派遣するものとしている。同伴する家族がいる場合も、プレ派遣教師以外は公用旅券、住居及び各種手当等の配慮はないものとする。
・「在外教育施設赴任に係る同意の有無」については、家族それぞれの同意状況を記すこと。なお、内定時に赴任先を知らせることとしている。内定後の辞退は認められないため、在外教育施設の派遣については、家族から十分に理解を得ておくこと。
・「健康状態・既往症・ケアを要する事柄（特別支援等）」には、現在の健康状態、完治したものを含め既往症ならびに身体的特徴等を記入するほか、実際に発病した事実はなくても、長期の海外滞在にあたり、心身の健康面で懸念される事柄、特別支援等のケアを要する事柄についても記入すること。
・別居の家族についても、年齢を含めて遺漏なく記入すること。
・年齢は平成 31 年 3 月 31 日現在の満年齢を記入すること。

【裏面について】

- 欄 25. 「学歴・職歴」は、高等学校以降の履歴について、年度の古い順に記入すること。講師等として勤務経験がある場合は「〇〇市立△△小学校」と学校名を記すとともに、右欄にそれぞれ職名を記入すること（例：常勤講師、非常勤講師など）。民間企業に勤務経験がある場合も、左記に準ずること。
- 欄 26. ・「過去 5 年間の校務分掌等状況」には、講師等として、過去 5 年間に実際に担当したものをそれぞれ記入すること。
・「学校の特色」には、小中一貫校、研究開発校、研究指定校、コミュニティスクール等、特徴ある学校の取組について記入すること。
- 欄 27. 「経験のある校務分掌」には、講師等で経験したすべての校務分掌を○で囲むこと。
- 欄 28. 「賞罰」について、表彰や懲戒があれば記入すること。特にない場合は「無」と記入すること。
- 欄 29. 「休職歴」について、一か月以上の休職経験（休暇や休職の種別を問わず、一か月以上連続して休みが続いた場合）がある場合は、その理由も含めて遺漏なく記入すること。ただし、産前・産後及び育児休業は除く。
- 欄 31. 「派遣先についての希望」には、ア・イのどちらか一方のみを○で囲み、イに○をした場合には、学校の所在する国または地域名を記入すること。
- 欄 32. 「在外教育施設派遣に係る過去の受験回数」は、今回の受験を除き、在外教育施設学校採用の受験について該当する回数を○で囲むこと。
- 欄 34. 記入者本人が、虚偽や欠落のないことを確認し署名、捺印すること。

在外教育施設プレ派遣教師推薦書

(記入上の注意を参照下さい)

部 外 秘

フリガナ 候補者氏名					
① 推薦理由			ア		
			イ		
			ウ		
業 績 評 価	② 教 職 態 度 に 対 す る 能 力	児童・生徒に対する指導力 (授業力・生徒指導力等)	評価	特 記 事 項	
		教育に対する熱意			
		校務の処理 (正確さ・迅速さ等)			
		保護者対応力			
	③ 服 務 に 対 す る 態 度	責 任 感		特 記 事 項	
		協 調 性			
		積 極 性			
		研 究 心			
		規 律・倫 理 観			
		適 応 性			
		危 機 管 理			
	④	研修に対する態度			
	⑤	健康面			
	⑥	その他			
⑦ 上記のとおり、在外教育施設プレ派遣教師適格者として推薦します。 平成 年 月 日 所属機関名 推薦書作成者の氏名 連絡先(電話番号)					
				公印	

在外教育施設ブレ派遣教師推薦書記入上の注意

- ・本推薦書は、選考に際しての基本資料とするので、取り扱いには十分注意すること。
(厳封で提出すること。開封無効。)
- ・本推薦書は、下表「候補者の現況」に応じて、下表に示された「推薦者」が作成すること。

【推薦者】

候補者の状況	推薦者
現在、講師等として勤務している場合	[現在、日本国内で講師等として勤務している場合] ・所属元の学校に在籍する学校長 [現在、海外の教育施設で講師等（学校採用含む）として勤務している場合] ・所属元の在外教育施設に在籍する学校長
現在、講師等として勤務していない場合	[以前、日本国内で講師等として勤務していた場合] ・直近に勤務をしていた所属元の学校に現在在籍している学校長 [以前、海外の教育施設で講師等（学校採用含む）として勤務していた場合] ・直近に勤務をしていた所属元の在外教育施設に現在在籍している学校長 [以前、日本国内及び海外の教育施設で講師等として勤務していた場合] ・直近に勤務をしていた所属元の学校等に現在在籍している学校長
講師等として勤務経験のない場合	・可能であれば、義務教育諸学校の教員免許状を取得する際教育実習を行った学校の現在の学校長

- 欄① 「推薦理由」欄の右欄は、次の事項のいずれかを必ず○で囲むこと。
- ア 在外教育施設に十分貢献できる教師として、自信をもって推薦する。
 - イ 在外教育施設の教師として、普通程度である。
 - ウ 在外教育施設の教師として、やや心配な面がある。
(ウの場合、心配な点を下の特記事項欄等に記入すること。)

- 欄② 「教職に対する態度・能力」及び欄③「服務に対する態度」の「評価」には、児童・生徒に対する指導力等の各事項等についての評価（絶対評価）を、下記の表による10段階の点数で記入すること。「特記事項」には、特記すべき事項その他特に参考となる事項を記入すること。

評価	点数
特に優秀	10～9
優秀	8～7
普通	6
やや劣る	5～4
劣る	3～1

欄④ 「研修に対する態度」欄には、学校内外で実施される研修への参加状況や熱意、校内での還元状況等について記入すること。

欄⑤ 「健康面」欄には、日常的な体調や体力等の健康状況や既往歴（過去の病気休暇取得状況を含む）について記入すること。また、在外教育施設での勤務を考慮し、日頃のメンタルヘルスの様子についても記入すること。

欄⑥ 「その他」欄は、性格上の長所・短所、日常の生活態度等について記入すること。

欄⑦ 推薦者の所属・連絡先等欄は、電話番号を必ず記載すること。また、選考段階で、文部科学省担当者から、当該教師に関することについて、直接問い合わせることがあるため、御協力願います。

※ 本推薦書以外に、海外子女教育関係団体等、派遣志願者の資質を知る第3者からの推薦書（様式任意）を添付することができます。



別紙様式4

在外教育施設プレ派遣教師志望者健康診断書			
所 属		職 名	
氏 名			性 別 男・女
年 齢 (生 年 月 日)		歳 (昭和 年 月 日)	
健 康 診 断 年 月 日		平成 年 月 日	
既 往 症			
身 長 (cm)			
体 重 (kg)			
視 力	右	()	
	左	()	
聴 力	右		
	左		
結 核 の 検 査	胸部X線検査	撮影年月日	平成 年 月 日
		フィルム番号	
		所 見	
検 査	喀 痰 検 査	年 月 日	塗 培
	聴診、打診その他の検査	年 月 日	

血 圧		/	
尿		蛋 白	
		糖	
胃 の 検 査	胃部X線検査・ 胃部内視鏡検 査いずれも可	撮影年月日	平成 年 月 日
		フィルム番号	
		所 見	
貧 血 検 査		血色素量 (g/dℓ)	
		赤血球数(万/mm ³)	
肝 機 能 検 査		GOT (IU/ℓ)	
		GPT (IU/ℓ)	
		γ-GTP (IU/ℓ)	
血 中 脂 質 検 査		総コレステロール(mg/dℓ)	
		トリグリセライド(mg/dℓ)	
心 電 図 検 査		a 異常なし b その他 ()	
その他の疾病及び異常			
総合所見 (A B C D E F)			
特記事項:			
医療機関名		担当医師名	
㊦			

健康診断書記入上の注意

1. 「年齢」の欄は、平成31年3月31日現在の満年齢を記入する。
2. 「健康診断年月日」の欄は、健康診断の全部を終了した年月日を記入する。
3. 「既往症」の欄は、健康診断時で、肺臓・消化器系・肝臓・腎臓の疾患、頸椎・腰椎・脊椎の打撲について記入し、治癒年月を（ ）書きする。
4. 「視力」から「その他の疾病及び異常」の欄の健康診断の方法及び技術的基準については、学校保健安全法施行規則第14条第1項の規定によるものとする。
5. 「身長」及び「体重」の測定単位は、小数点以下第2位で四捨五入し、小数第1位までを記入する。
6. 「視力」の欄は、裸眼視力を（ ）の左側に記入し、矯正視力を検査したときは、これを（ ）内に記入する。
7. 「聴力」の欄は、聴力低下が認められる場合には、○印を記入し、併せて該当する周波数及び聴力レベルを記入する。
8. 「結核の検査」の欄について、胸部X線検査によって疾病の発見、結核発病のおそれがないと診断された者については、医師が必要でないときとは喀痰検査を省略することができる。
9. 「血圧」の欄は、最大血圧を斜線の左に、最小血圧を斜線の右にそれぞれ記入する。
10. 「尿」の欄は、尿中に蛋白又は糖を検出した場合は、それぞれの欄に＋等の記号を記入する。
11. 「胃の検査」は、胃部X線検査、胃管内視鏡検査いずれも可。
12. 「その他の疾病及び異常」の欄は、疾病又は異常（特に消化器系の異常、目の伝染病の有無）の病名等を記入する。
13. 「総合所見」の欄は、次の所見区分により判定し、○印を付ける。各検査項目の検査の結果、海外での勤務を前提としたときに、特に注意を要する事項について記入する。

【所見区分】

- A：今回検査した範囲内では何等異常所見を認めません。
 - B：軽微な所見が認められるが病的意味はないと考えられます。
 - C：軽微な所見が認められるが現在のところ病的なものと断定できません。しかし、病的なものに移行する場合がありますので経過観察の必要を認めます。
 - D：病的所見である可能性が強いが今回の検査だけで断定できませんので精密検査を要します。
 - E：軽度ではあるがはっきり病的と言える所見があります。医師の診察の必要を認めます。
 - F：かなりはっきりした病的所見があります。直ちに医師の診察と治療を要します。
14. その他
- ① この健康診断書の各検査項目の記入内容については、平成30年5月1日現在で検査後3か月以内の検査結果によることができる。
 - ② 本診断書は厳封（本人開封無効）の上、本人にお渡しください。



〈別紙様式5-2〉

平成31年度在外教育施設プレ派遣教師選考 小論文課題

次の課題について、以下の要件を踏まえて論じなさい。

〈要件〉

- ・必ず「課題1」「課題2」両方の課題について論じること。
- ・「課題1」は400字程度とし、「課題2」と合わせて1,600字以内で書くこと

「課題1」(共通課題)

これからの時代に求められる資質や能力について簡潔に述べるとともに、学習指導要領の改訂を踏まえ、最新の教育改革の動向について論じてください。(400字程度)

「課題2」

教職経験の中(これから始まる教職経験の中)で、どのような教育活動に力を入れてきたか(力を入れたいか)について述べるとともに、在外教育施設が抱える現状と課題に対して、プレ派遣教師としてどのように貢献できるかについて論じてください。

原稿用紙は、プレ派遣教師募集のホームページから小論文課題用原稿用紙をダウンロードし、パソコンで入力して印字したものを提出すること。(20×20 A4横書き)



在外教育施設プレ派遣教師選考実施要項

初等中等教育局長決定
制定平成30年3月6日
改正平成30年3月19日

1 趣 旨

この要項は、在外教育施設へのプレ派遣教師の派遣に関する規則（平成30年2月1日文科科学大臣決定）第5条第2項の規定に基づき、在外教育施設に派遣されるプレ派遣教師の選考の方法について定めるものとする。

2 派遣教師の資格

プレ派遣教師は、次の(1)から(5)の全てに該当している者でなければならない。

- (1) 派遣される年度の前年度の3月31日までに、小学校若しくは中学校の教員普通免許状を取得している者であること。
- (2) 国内における小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下「校長等」という。）の経験のない者であること。
- (3) 原則として、(2)の学校において、講師等としての勤務経験が概ね1年以上あること。
- (4) 原則として、応募時の年齢が29歳以下であること。なお、応募時の年齢とは、平成31年3月31日現在の満年齢とする。
- (5) 心身ともに健康であり、長期間の海外生活に耐えることができる者であること。

3 プレ派遣教師の欠格事項

次の各事項の一に該当する者は、プレ派遣教師の選考を受けることはできない。

- (1) 成年被後見人および被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 義務教育諸学校の教員免許状を有しない者
- (4) 正規教諭として採用経験のある者

4 プレ派遣教師への応募手続き

プレ派遣教師に応募する者は、別に定める期日までに次に掲げる別に定める様式の書類を文部科学省初等中等教育局長に提出する。

- (1) 在外教育施設プレ派遣教師志願書
- (2) 在外教育施設プレ派遣教師選考調査票
- (3) 推薦書
 - ① 現在義務教育諸学校等の講師等である者にあつては、現在の所属機関の長からの推薦書
 - ② 義務教育諸学校等において講師等経験のある者にあつては、直近に所属していた所属機関の長からの推薦書
 - ③ 上記のいずれにも属さない場合、可能であれば、義務教育諸学校の教員免許状を取得する際教育実習を行った学校の現在の学校長からの推薦書
- (4) 健康診断書
- (5) 在外教育施設プレ派遣教師選考小論文

5 プレ派遣教師の選考

選考は、書類審査、面接及びその他必要な審査により行う。

6 プレ派遣教師の決定

(1) プレ派遣教師候補者の決定

文部科学省は、上記5に定める選考を受けた者の中から、その結果に基づきプレ派遣教師候補者（以下「候補者」という。）を決定し、プレ派遣教師候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に記載する。

候補者名簿の有効期間は、作成後1年間とする。

(2) プレ派遣教師の内定及び決定

① 文部科学省は、候補者名簿に記載された者の中から、教育職員免許状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、プレ派遣教師内定者を決定し、本人に通知するものとする。

② 文部科学省は、上記①でプレ派遣教師内定者として決定した者を対象に、初等中等教育局長が別に定める派遣前研修を行う。

③ 文部科学省は、上記②の研修を修了したプレ派遣教師内定者の中からプレ派遣教師を決定し、本人に通知するものとする。

7 その他

(1) 文部科学省は、プレ派遣教師を決定した後、特別の事情が生じた場合は、上記6に定める手続きすべてによることなく、初等中等教育局長がプレ派遣教師として適当と認める者をプレ派遣教師として決定することができるものとする。

(2) 文部科学省は、上記5に定める選考を受けた者について、プレ派遣教師として適当と認められない事情が生じた場合、初等中等教育局長が上記6の定めによるプレ派遣教師の決定を取り消すことができるものとする。

附 則

この決定は、平成30年3月6日から実施する。

附 則

この決定は、平成30年3月19日から実施する。

在外教育施設へのプレ派遣教師の派遣に関する規則

文部科学大臣決定
平成30年2月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、在外教育施設に派遣するプレ派遣教師の派遣について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「在外教育施設」とは、海外に在留する邦人の子女のために学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学、高等専門学校、幼稚園を除く。以下この条において同じ。）における教育に準ずる教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設をいう。

2 この規則において「プレ派遣教師」とは、本邦における小学校若しくは中学校の教員普通免許状を有する者のうち、本邦において小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下「校長等」という。）の経験のない者のうち、この規則により文部科学大臣の委嘱を受け、在外教育施設に派遣される者をいう。

3 この規則において「学校運営委員会」とは、在外教育施設を設置し、及び管理する機関をいう。

(派遣)

第3条 文部科学大臣は、必要と認める在外教育施設にプレ派遣教師を派遣するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定によりプレ派遣教師を派遣しようとするときは、あらかじめ派遣先の在外教育施設（以下「派遣先教育施設」という。）の学校運営委員会又は派遣先教育施設の長の同意を得るものとする。

(派遣期間)

第4条 プレ派遣教師の派遣期間は、1年間とする。ただし、文部科学大臣が特別に必要があると認めるときは、2年間を限度に1年毎の延長ができるものとする。

(委嘱)

第5条 プレ派遣教師は、第7条に規定する職務を遂行するために必要な知識と特性を有する者のうちから文部科学大臣が選考し、委嘱する。

2 プレ派遣教師の資格及び選考方法は、初等中等教育局長が別に定める。

(所属)

第6条 プレ派遣教師は、派遣先教育施設の学校運営委員会又は派遣先教育施設に置くものとする。

(職務)

第7条 プレ派遣教師は、派遣先教育施設の教諭の職務を遂行するものとする。

(服務)

第8条 プレ派遣教師は、この規則に従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 プレ派遣教師は、プレ派遣教師としての信用を傷つけ、又は派遣先教育施設の不名誉となるような行為をしてはならない。

- 3 前2項の規定によるほか、プレ派遣教師の服務に関し必要な事項は初等中等教育局長が別に定める。

(旅費の支給)

第9条 プレ派遣教師が派遣先教育施設に赴いた場合若しくは派遣期間の終了に伴い帰国した場合又はプレ派遣教師が文部科学大臣の許可を受けて本邦と在勤地(派遣先教育施設の所在地をいう。)との間を旅行した場合その他これに準ずる場合には、プレ派遣教師に対し、旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額、支給条件等については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)及び文部科学省所管旅費規則(平成13年文部科学省訓令)に定めるもののほか、初等中等教育局長が別に定めるところによる。

(在勤手当の支給)

第10条 プレ派遣教師には、在勤手当を支給する。

- 2 在勤手当は、プレ派遣教師が派遣先教育施設において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給するものとし、その種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

一 在勤基本手当 プレ派遣教師が派遣先教育施設において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給するもの

二 住居手当 プレ派遣教師が派遣先教育施設において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給するもの

三 健康管理手当 1年以上勤務したプレ派遣教師が、健康診断の実施など健康管理のために必要な経費に充当するために支給するもの

ただし、不健康地健康管理手当の支給を受ける者に対しては、当該不健康地健康管理手当の支給を受ける年度に係る健康管理手当は支給しない。

四 不健康地健康管理手当 長期にわたる継続的な勤務が健康管理上適当でないと思われる地に所在する派遣先教育施設で別表第1左欄に掲げるものに2年以上勤務したプレ派遣教師が、1年度1回を限度として同欄の在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める保養地域において健康管理を目的とする保養及び健康診断の受診のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給するもの

五 高地手当 標高の高い地に所在する派遣先教育施設で別表第2に掲げるものに1年以上勤務したプレ派遣教師が、1年度2回を限度としてその在外教育施設の所在する国の低地において健康管理を目的とする保養のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給するもの

六 防犯手当 治安事情が著しく厳しい地に所在する在外教育施設として初等中等教育局長が別に定めるものに勤務するプレ派遣教師が、居住している住宅及び通勤途上の防犯のために必要な経費に充当するために支給するもの

- 3 前2項の規定により支給する在勤手当の額、支給条件等については、初等中等教育局長が別に定める。

(一時帰国等)

第11条 プレ派遣教師は、その派遣期間中において、文部科学大臣の許可を受けて本邦に一時帰国又は私費一時帰国(次項において「一時帰国等」という。)することができる。

- 2 前項の規定によるプレ派遣教師の一時帰国等の実施に関し必要な事項は、初等中等教育局長が別に定める。

(派遣前健康診断)

第12条 プレ派遣教師が本邦から派遣先教育施設に赴任しようとするときは、初等

中等教育局長が別に定めるところにより、派遣前の健康診断を実施する。

(報告等)

第13条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、プレ派遣教師、学校運営委員会又は派遣先教育施設の校長に対し、プレ派遣教師の職務の遂行状況等について報告を求め、又は指導、助言をするものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めがあるもののほか、プレ派遣教師の派遣に関し必要な事項は、初等中等教育局長が別に定める。

附 則

この決定は、平成30年2月1日から実施する。

別表第1 不健康地健康管理手当の支給の対象となるプレ派遣教師が勤務する在外教育施設及び保養地域

在外教育施設	保養地域
ダレサラム補習授業校	欧州
ハノイ日本人学校	アジア
ダッカ日本人学校	アジア
ヤンゴン日本人学校	アジア
大連日本人学校	アジア
ニュー・デリー日本人学校	アジア
チェンナイ補習授業校	アジア
ボンベイ日本人学校	アジア
ホーチミン日本人学校	アジア
コロombo日本人学校	アジア
イスラマバード日本人学校	アジア
カラチ日本人学校	アジア
ボゴタ日本人学校	北米
マナオス日本人学校	南米
リマ日本人学校	南米
ブカレスト日本人学校	欧州
モスクワ日本人学校	欧州
テヘラン日本人学校	欧州
リアド日本人学校	欧州
ジェッダ日本人学校	欧州
ナイロビ日本人学校	欧州
備考 保養地域には、特別な事由がある場合は、この表に掲げる保養地域以外の地を含めることができる。	

別表第2 高地手当の支給の対象となるプレ派遣教師が勤務する在外教育施設

在外教育施設
ボゴタ日本人学校
日本メキシコ学院日本コース

在外教育施設グローバル人材育成強化戦略

文部科学省

海外に在住する日本人の子供たちが約8万人となった今、在外教育施設における課題と対応策を総合的に検討し、グローバル人材育成強化に戦略的に取り組む。

課題

グローバル拠点として活用が期待されている

日本の教育・文化の発信等

教育水準の確保
帰国を見据えた高度グローバル人材の育成の必要性、他方で長期滞在者・日系人等への日本語支援の必要性等の多様なニーズに合った教育の提供

派遣教員の不足

免許外指導、日本語・母語指導、特別支援、現地交流・安全確保等の課題

目指す方向性

日本人学校等のグローバル拠点としての活用・発信強化

高度グローバル人材育成拠点としての日本人学校等の教育水準の強化

派遣教員の確保・充実

派遣教員の質の確保

学校運営(教育の質面)における連携強化

具体的な対応策

日本式教育のモデルとしての発信
放課後等における教育・文化施設としての活用

(例)
日本人学校を拠点とした日本式教育の海外展開
民間企業と連携した日本式放課後学習支援拠点
日系人も対象とした日本語支援
日本の歴史や文化発信等の教育文化拠点としての活用等

グローバル人材育成を見据えた先進的プログラムの実施

(例)
先進的な教育カリキュラム開発(知・小・中・高等学校)
幼少時の日本語教育
国際バカロレア(I B)、IT教育、芸術スポーツ教育、地域の特色を活かした取組
補習授業校におけるカリキュラム開発等

幼稚園段階の教育の充実

国内の義務標準法の基準に照らして約7割である派遣教員の充足率の改善
(特別支援教育、免許外指導の改善、現地採用教員の指導、日本語指導等)

学校法人にかかる在外教育施設への支援の充実

国内の教育のグローバル化への還元を図るため、若手教員の割合を増加

優秀なシニア教員の活用促進

インターンシップ生等の受入れ

派遣教員の在外教育施設勤務中の評価の在り方の見直し
(新たな評価システムの構築、教育委員会との連携強化、派遣教員に対する教道目標の設定等)
キャリアパスとしての向上策(日本人学校における先進的プログラムの実施、表彰制度等)
派遣教員のグローバル化のための在外教育施設での活動の在り方についての検討
(現地の教育事情についての研究、大学等における専門的知見の向上等)
派遣教員の帰国後の積極的活用(ネットワークの構築、教育委員会との連携等)
現地の環境に応じた教育実践の蓄積を体系化し、日本人学校教員間で共有

政策効果

日本の教育文化の発信

日本人としてのアイデンティティの形成・確立

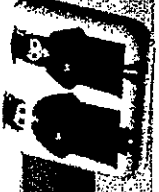
教育のグローバル化の進展

教員のグローバル化

学校運営委員会、在外公館、事務長等との情報共有体制の強化、安全対策の徹底



派遣前



派遣中



帰国後



活用

【現状・課題】

- ・教育委員会からの推薦教減(教育委員会としての推薦メリットが少ない)
- ・平成19年度から退職教師を派遣する「シニア枠」を創設(平成29年度は229名/1,255名)
- ・平成29年度応募から「姉妹都市交流枠」を創設

【現状・課題】

- ・派遣中の教師評価の改善(平成29年度から評価指標の細分化(3→5段階評価)等の様式改訂)
- ・平成29年度から特色あるプログラムを開発する「高度グローバル人材育成拠点事業」開始

【現状・課題】

- ・帰国教師を面接選考試験官や研修講師、巡回指導員等として活用
- ・都道府県毎に企画される帰国教師報告会や国際理解教育研修などの講師として活躍
- ・帰国後の人事配置や評価への活用不十分



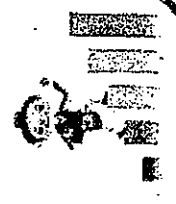
戦略的な人材確保・人事配置(案)

- ✓ 小学校教師の英語力強化を目的とした優先配置(補習校と日本人学校への若手教師併任派遣)
- ✓ 外国人児童生徒等の増への対応強化を目的とした優先配置(ポルトガル、中国、フィリピン等)
- 特色ある在外教育施設への配置を自治体等が希望できる公募制度の創設
- 国内講師や現地学校採用教師などの教師予備軍を派遣する「プレ枠」の創設
- 教育実習先として日本人学校への受け入れを可能とする制度の創設



戦略的なグローバル教育活動(案)

- ✓ 評価制度の改善により、帰国後の評価にも活用されるよう一層の周知
 - ✓ 「高度グローバル人材育成拠点事業」※の積極的発信
- ※「高度グローバル人材育成拠点事業」
～平成29年度取組～【海外女子教育振興財団委託】
- ・小学校英語教育プログラム開発(香港日)
 - ・日本語教育プログラムの開発(台北日)
 - ・学校採用教師指導力向上プログラム開発(上海日)
 - ・補習校日本語能力向上総合プログラム開発(ダラス補)
 - ・日本文化発信拠点プログラム開発(西大和、アスンシオン)



戦略的な帰国教師の活用促進(案)

- ✓ 帰国教師を対象としたレセプションを開催(2017/8/25)
- ✓ 本プロジェクトの広報・普及を目的とした文部科学大臣からのアンバサダー委嘱(春香クリスティーナ氏、室伏広治氏、高嶋ちさ子氏)
- 帰国教師を積極的に活用するためのネットワーク構築
- 優秀な帰国教師の表彰を実施
- 教育実践事例や人的リソースにスポットを当てることを目的として「帰国教師フォーラム」を開催
- 若手教師育成のための関連セミナーの開設を検討



✓ H29年度中に導入
□ H30年度以降に取組予定

トビタテ！教師プロジェクト

グローバル教師の育成

学校のグローバル化の推進

- ・教師のキャリアパスの一環としての派遣（地域教育のリーダー候補生の派遣）
- ・帰国教師のネットワーク構築による積極的な活用

地域における国際交流の推進

- ・草の根外交のリーダーとして活躍（2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会のボランティアなど）
- ・在外教育施設における日本教育・文化の積極的発信

教育課題

小学校英語教育早期化・教科化に対応する英語教育リーダー育成

- ・英語圏の日本人学校と近隣補習授業校に若手教師を併任派遣して、現地校とも交流しつつ英語教育指導のスキルアップ
- ・在外教育施設における英語等グローバル教育の先進プログラムの開発

増大する外国人児童生徒等への対応強化 (平成28年度：約4万4千人、10年間で1.7倍)

- ・外国人児童生徒等の多い地域の教師（愛知、静岡、三重等）を当該児童生徒の母国等（ブラジル、中国、フィリピン等）に派遣
- ・在外教育施設における先進的な日本語教育プログラムの開発

平成30年度派遣教師の在籍する在外教育施設一覧

(参考)

地域	国名	日本人学校名	
アジア 41校	インド 2校	1 ニューデリー	
		2 ムンバイ	
	インドネシア 3校	3 ジャカルタ	
		4 バンドン	
		5 スラバヤ	
	シンガポール 1校 (3校)	6 シンガポール クレメンティ チャンギ 中学部	
		スリランカ	7 コロンボ
			タイ 2校
		韓国 2校	10 ソウル
	11 釜山		
	中国 13校 (16校)	12 北京	
		13 天津	
		14 広州	
		15 深セン	
		16 上海	虹橋 浦東
			17 蘇州
			18 杭州
		19 大連	
		20 青島	
		21 香港	香港校小学部 香港校中学部 大埔校
			台湾(3校)
			22 台北
			23 台中
		24 高雄	
		パキスタン 2校	25 イスラマバード
		カラチ	26
	バングラデシュ	27 ダッカ	
	フィリピン	28 マニラ	
	ベトナム 2校	29 ハノイ	
		30 ホーチミン	
	マレーシア 4校	31 クアラルンプール	
		32 ジョホール	
		33 コタキナバル	
		34 ペナン	
	ミャンマー	35 ヤンゴン	
	カンボジア	36 プノンペン	
	大洋州 3校	オーストラリア 3校	37 シドニー 38 パース 39 メルボルン
		北米 4校	40 シカゴ
			41 ニューヨーク
	42 ニュージャージー		
	43 グアム		

日本人学校 89校

地域	国名	日本人学校名
中南米 14校	アルゼンチン	44 ブエノスアイレス
	ベネズエラ	45 カラカス
	グアテマラ	46 グアテマラ
	コスタリカ	47 サン・ホセ
	コロンビア	48 ボゴタ
	チリ	49 サンチャゴ
	パナマ	50 パナマ
	パラグアイ	51 アスンシオン
	ブラジル 3校	52 サンパウロ
		53 マナウス
		54 リオデジャネイロ
	ペルー	55 リマ
	メキシコ 2校	56 メキシコ
		57 アグアスカリエンテス
欧州 21校	イタリア 2校	58 ローマ
		59 ミラノ
	英国	60 ロンドン
	オーストリア	61 ウィーン
	オランダ 2校	62 アムステルダム
		63 ロッテルダム
	スイス	64 チューリッヒ
	スペイン 2校	65 マドリード
		66 バルセロナ
	チェコ	67 プラハ
	ドイツ 5校	68 ベルリン
		69 デュッセルドルフ
		70 ハンブルグ
		71 フランクフルト
		72 ミュンヘン
	ハンガリー	73 ブダペスト
	フランス	74 パリ
ベルギー	75 ブラッセル	
ポーランド	76 ワルシャワ	
ルーマニア	77 ブカレスト	
ロシア	78 モスクワ	
中東 8校	UAE 2校	79 アブダビ
		80 ドバイ
	イラン	81 テヘラン
	カタール	82 ドーハ
	サウジアラビア 2校	83 リヤド
		84 ジッダ
	トルコ	85 イスタンブル
	バハレーン	86 バハレーン
アフリカ 3校	エジプト	87 カイロ
	ケニア	88 ナイロビ
	南アフリカ共和国	89 ヨハネスブルグ

日本人学校 計89校(94校)

地域	国名	補習授業校名	
大規模補習授業校 38校	北米 30校	米国 28校	1 シンガポール
			2 ワシントン
			3 アトランタ
			4 ローリー
			5 サン・フランシスコ
			6 シアトル
			7 シカゴ
			8 シンシナティ
			9 コロンバス
			10 オハイオ西部
			11 インディアナ
			12 デトロイト
			13 デンバー
			14 中部テネシー
			15 セントラルケンタッキー
			16 イーストテネシー
			17 ニューヨーク
			18 ニュージャージー
			19 プリンストン
			20 フィラデルフィア
			21 ヒューストン
			22 ダラス
			23 ポートランド
			24 ボストン
			25 ホノルル
			26 マイアミ
			27 オーランド
			28 ロサンゼルス
		29 サンディエゴ	
		カナダ 2校	30 ヴァンクーヴァー
			31 トロント
中南米	メキシコ	32 グアナフアト	
	スイス	33 ジュネーブ	
欧州 4校	スウェーデン	34 ストックホルム	
	ベルギー	35 ブラッセル	
	英国	36 ロンドン	
大洋州 2校	オーストラリア	37 クイーンズランド	
	ニュージーランド	38 カンタベリー	
準全 日補 習校 4校	アジア	インド	39 チェンナイ
	中南米	メキシコ	40 グアダハラ
	中東	オマーン	41 オマーン
	アフリカ	タンザニア	42 ダレサラム

派遣教師のいる補習授業校 計42校

